

社会福祉法人明星会 役員及び評議員の報酬等 及び報酬等の支給の基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明星会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等という。」）の報酬等に関する事、及び役員等の旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益のことであって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員等に対し、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事報酬
- (2) 非常勤の役員報酬
- (3) 評議員報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事である法人の理事長については、その勤務等を鑑み、以下の報酬を支給し、「社会福祉法人明星会 職員給与規程」に定めた職員に支給する諸手当、賞与は支給しない。

理事長 役員報酬 月額250,000円

2 非常勤の役員が、理事会またはその他の会議や業務等に出席した時は、以下の報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

役員報酬 日額15,000円

3 評議員が評議員会またはその他の会議や業務等に出席した時は、以下の報酬を支給する。ただし、社会福祉法人明星会 定款 第8条に定めるところにより、各年度の総額が350,000円を超えてはならない。

評議員報酬 日額15,000円

4 第4条第1項及び第2項の役員に対しては、各年度の総額が5,000,000円を超えない範囲で、第1項及び第2項に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等は、「社会福祉法人明星会 職員給与規程」第5条の規定に準

じて支給する。

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、「社会福祉法人明星会 職員旅費規程」に準じて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算金額に1円未満の端数が生じたときには次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

〃 平成30年 6月14日 定時評議員会において承認 改定